

条例見直し調書

		作成年度	平成26年度	次回見直し予定	平成31年度
条例名	キャンプ禁止区域に関する条例				
条例番号	昭和39年神奈川県条例第15号	法規集	第5編第2章第2節		
所管室課	環境農政局総務室				
条例の概要	特定区域におけるキャンプを禁止することにより、キャンプを行う者の安全を図るとともに当該区域及びその周辺の地域における良好な環境を保持するために必要な事項を定めている。				
検討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	地すべり等のおそれがあり危険な区域、水道水源として水質保全が必要な区域及びトイレ等の不備により当該地域の環境衛生が著しく阻害されるおそれが強い区域については、キャンプを条例で禁止する必要がある、本条例は、その目的達成のため引き続き必要な条例である。			
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	<p>キャンプ禁止区域内では、キャンプが行われている状況になく、条例の目的達成のため、本条例は有効である。</p> <p>ただし、鎌倉稲村ヶ崎区域は、鎌倉海浜公園部分は市都市公園条例でもキャンプが禁止されており、残る海岸部分は、海岸の侵食が進みキャンプには適さない状況となっている。</p> <p>また、葉山海岸区域は、現在では各海岸にトイレが整備され、禁止区域の指定要件から外れていると考えられる。</p> <p>関係両市町ともキャンプ禁止の継続を希望していないことから、禁止区域から外す方向で検討する。</p> <p>一方、秦野水無川上流区域は、現禁止区域の上流域でキャンプを行っている事例があり、水道水源の水質汚濁の懸念があるとして、市から禁止区域拡大希望が出ている。市による関係土地所有者の洗い出し、土地所有者への意向確認終了後に、禁止区域の拡大の可否について検討する。</p>			<p>・条例の実効性を担保するため、毎年定期的に、巡回を実施</p> <p>21年度 81件</p> <p>22年度 80件</p> <p>23年度 80件</p> <p>24年度 80件</p> <p>25年度 80件</p>
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	キャンプを行う者の危険防止及び良好な環境の保持の観点から、禁止期間を通年とする区域と期間を限定とする区域に分けて指定しており、条例の目的達成のため、本条例は効率的な内容となっている。			
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	県政運営の総合的・基本的指針である総合計画「かながわグランドデザイン」〈基本構想〉において、エネルギー・環境分野の2025年にめざすがたとして生活環境の保全及び、自然環境の保全・再生と活用を掲げており、キャンプを行う者の安全を図るとともに、当該区域及びその周辺の地域における良好な環境を保持するという本条例は、県政の基本的な方針に適合している。			
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	特定区域におけるキャンプ禁止は、キャンプを行う者の危険防止及び良好な環境の保持に限定しており、合理的な範囲内であることから、憲法、法令に抵触しない。			
	その他	地域の実情に応じて規制できるよう、今後、各市町村における条例制定を働きかけていく。			
見直し結果	<p>1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</p> <p>② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。</p> <p>3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。</p> <p>4 改正及び運用の改善等を検討する。</p> <p>5 廃止を検討する。</p>	<p>理 由 等</p> <p>キャンプ禁止区域の見直しについて検討する。</p>			